



令和4年5月10日

各位

会社名 鉄建建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊藤泰司  
(コード番号 1815 東証プライム)  
問合せ先 管理本部総務部長 金森明彦  
(Tel 03-3221-2152)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和4年6月29日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が、令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 現行定款では、株主総会の議長である取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たることになっていますが、あらかじめ取締役会で議長の順序を決めておく記載に変更するものです。
- (5) その他、表現方法及び字句の修正を行うものです。
- (6) 上記の各変更に伴い、その変更の効力発生日(施行期日)を定めるものです。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条(記載省略)	第1条(現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)

<p>(1) 土木、建築その他建設工事全般の請負並びにこれに関する調査、企画、測量、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング</p> <p>(2) 工事用資機材並びにスポーツ施設及びレクリエーション施設に関する機械器具の製造、販売、賃貸、修理及び運搬</p> <p>(3) 住宅建設並びに不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定</p> <p>(4) 都市開発、観光開発その他土地開発並びにこれに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング</p> <p>(5) 廃棄物及び建設副産物の収集、運搬、処理、再利用、環境汚染物質の除去並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング</p> <p>(6) 鉄道、道路、港湾、空港、河川、上下水道、庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設、駐車場等の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、監理、建設、保有、維持管理及び運営</p> <p>(7) 教育研修施設、宿泊施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、健康医療用施設、飲食店等の経営及び賃貸</p> <p>(8) 事務用品、日用雑貨、繊維製品、スポーツ用品等の販売、修理及び加工</p> <p>(9) 工業所有権、著作権、ノウハウ等の知的財産権及びコンピュータを利用したソフトウェアの企画、開発、取得、実施許諾及び販売</p> <p>(10) 生命保険の募集業、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理店業、自動車運送取扱事業、警備業並びに労働者派遣事業</p> <p>(11) 建設機械等の中古品の買取り及び販売</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 住宅の建設並びに不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 廃棄物及び建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用、環境汚染物質の除去並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) (現行どおり)</p>
--	---

<p>(12) 農林水産物の生産、加工及び販売  (13) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給  (14) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>(12) (現行どおり)  (13) (現行どおり)  (14) (現行どおり)</p>
<p>第3条～第12条 (記載省略)</p>	<p>第3条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>(議長)  第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当る。</p> <p><u>2 取締役社長、取締役ともに事故あるときは、出席株主のうちからこれを選任することができる。</u></p>	<p>(議長)  第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u>  2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条～第39条（記載省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条（現行どおり）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第16条～第39条（現行どおり）</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>本定款は、令和4年6月29日から施行する。ただし、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和4年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	令和4年6月29日（予定）

以 上